

## 会 議 概 要

|                    |   |
|--------------------|---|
| 会議の名称              | 平成27年久喜市教育委員会第1回定例委員会   |
| 開催年月日              | 平成27年1月22日（木曜日）   |
| 開始・終了時刻            | 午後1時30分から午後4時19分まで  |
| 開催場所               | 菖蒲コミュニティセンター ボランティアビューロー  |
| 議長氏名               | 鹿児島金衛委員長  |
| 出席委員氏名             | 鹿児島金衛、榎本英明、坪井喜代子、柿沼光夫各委員  |
| 欠席委員氏名             | 高木学委員   |
| 説明者の職氏名            | 柿沼教育長、田中教育部長及び各担当課長   |
| 事務局職員氏名            | 田中教育部長、松本教育副部長兼教育総務課長、結城参事兼指導課長、中山参事兼生涯学習課長、岡田学務課長、渋谷文化財保護課長、太田中央図書館長、清水主幹兼鷺宮公民館長、甲田教育総務課総務係長、森田教育総務課担当主査   |
| 会 議 次 第<br>及 び 結 果 | <p>(1) 署名委員の指名<br/>書記の指名<br/>会議時間の決定</p> <p>(2) 前回会議録の承認</p> <p>(3) 教育長報告<br/>ア 平成26年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について</p> <p>(4) 議事<br/>議案第 1号 久喜市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について<br/>議案第 2号 久喜市教育委員会公印規程及び久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部を改正する訓令について<br/>議案第 3号 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例について<br/>議案第 5号 久喜市スポーツ推進審議会条例について<br/>議案第 6号 久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程について<br/>議案第 7号 平成26年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見聴取について<br/>議案第 8号 平成27年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について</p> <p>(5) 協議事項<br/>久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）について</p> <p>(6) その他<br/>次回定例委員会について</p> |
| 配 付 資 料            | 議案書、議案参考資料、協議事項資料、教育長報告書  |
| 会議の公開・非公開          | 一部非公開（審議・検討等情報を含む案件のため）   |
| 傍 聴 人 数            | 0人  |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者    | 会議のてん末・概要   |
|--------|---|
| 鹿児島委員長 | <p><b>【開会の宣言】</b></p> <p>皆さん、こんにちは。きのう、きょうとですね、大分冷え込んでいますけどね、お互い体調を崩さないようにしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまより定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は、きょうは4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年久喜市教育委員会第1回定例委員会を開会いたします。</p> |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【開議の宣告】</b></p> <p>これより直ちに本日の会議を開きます。</p>   |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【議事日程の報告】</b></p> <p>本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございますが、議案第4号 久喜市特別支援教育指導員規則につきましては、教育長から事前に取り下げの申し出がございましたことから、議案の審議をしないこととしたいと思います。</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【会議録署名委員の指名】</b></p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第23条第2項の規定により、委員長において指名させていただきます。本日は、榎本委員と坪井委員をお願いいたします。</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【会議録作成者の指名】</b></p> <p>会議録作成者は、教育総務課、森田担当主査、よろしく申し上げます。</p>   |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【会議時間の決定】</b></p> <p>会議につきましては、本日の日程が全て終了するまでとしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p>異議なしと認めます。よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【前回会議録の承認】</b></p> <p>日程第2、前回会議録の承認を求めます。平成26年12月24日に開催いたしました第14回定例委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>                                       |
| 鹿児島委員長 | <p>異議なしと認めます。よって、前回の会議録につきましては、ご承認をいただきました。</p>   |

審議会等会議録

| 発言者    | 会議のてん末・概要  |
|--------|--|
| 鹿児島委員長 | <p>【教育長報告】</p> <p>日程第3です。教育長報告でございます。</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p>それでは、ア、平成26年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）につきましての報告をお願いします。</p>   |
| 柿沼教育長  | <p>それでは、教育長報告資料の1ページをごらんいただきたいと思います。教育長報告ア、平成26年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）でございますが、これについてご報告申し上げます。</p> <p>久喜市議会は、平成26年11月定例会が11月27日に開会し、会期26日間の日程で去る12月22日に閉会をしたところでございます。会期中、市政に対する質問につきましては、12月2日、3日、4日及び8日の4日間にわたって行われ、25名の議員の方から質問の通告がございました。</p> <p>このうち教育委員会関係の質問につきましては、14名の議員の方からございまして、その概要及び答弁の内容はお手元の資料のとおりとなっております。</p> <p>あらかじめ委員の皆様には資料を配付させていただいておりますことから、個々の説明は省略をさせていただき、話題となった事項などについてお話しさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、詳細につきましては教育部長からご説明を申し上げます。</p>  |
| 教育部長   | <p>それでは、資料のほう1ページから順次、主な点だけ申し上げたいと思います。</p> <p>まず、1点目でございます。梅田修一議員、久喜市の目指す音楽の街についてということで、これにつきましては市長の選挙公約であります「久喜No. 1宣言」等に含まれている事業ということで、これについては今どのように進めているか検討中であるということで、回答したところでございます。具体的なものは、実態としても今詰めております。検討しているところでございます。</p> <p>2ページでございます。郷土資料館の活用についてということで、これまでの入館状況等の推移、また学校においてどのような活用がされているかということで、実態を申し上げて、郷土資料館においても児童生徒を念頭に置いた事業に取り組んでいく旨を回答したところでございます。</p> <p>サイクリングスポーツについては、久喜市の中で行われた実績、それらについて市がどうかかわったかということでございますが、市、教育委員会ともに直接かかわった事業はないということで回答しました。</p> <p>次に、教育行政についてということで、これまでもたびたびコミュニティスクールの関係の一般質問があったんですが、それについて検討するというところで、前向きな姿勢での回答をしたところでございます。平成27年度にできれば具体的に実施をしたいということで、事務局サイドでは今検討しているところでございます。</p> |

## 審議会等会議録

| 発言者 | 会議のてん末・概要  |
|-----|--|
|     | <p>5ページに入りまして、教育行政についてということで、これにつきましては現在の通学区の関係がですね、小学校から分散して中学校に行くとか、その進んだ中学校の生徒数が昔と違って、昔多かったところが減っているとかですね、いろんな状況があるんで、そうしたものを加味して学区についての検討をお願いしたいというような一般質問の趣旨でございます、これにつきましては具体的には要望の出てきた箇所がございますので、来年度、平成27年度に学区等の審議会でも検討する予定で現在おります。</p> <p>それから、5ページの下段に入りまして、春山議員から土曜授業の復活についてで、これについてはかねてから教育委員会の中でも教育長からお話申し上げましたように、来年新たな形で土曜授業についての方向づけをするということで、その方向について答弁したところでございます。</p> <p>6ページに入りまして、ホームページの関係でございます。これについては各学校においてやっぱりなかなか更新の頻度とか内容の充実度とか、それらのばらつきもあるというような指摘もありまして、それが実態であるということも教育委員会として受けとめておりまして、少しでもホームページが向上するように取り組んでいるというような方向での答弁をしたところであります。</p> <p>続きまして、9ページでございます。吹奏楽部の楽器の充実というような視点で質問がございました。具体的には、来年に向けて通常各学校の備品整備等の予算に加えて、別途修繕料を計上したということとで答弁したところですが、ご質問者のほうは、高価な楽器を購入するという方向で、ぜひ進めてくれと、そういう予算確保ができないのかというような内容でございました。</p> <p>続きまして、10ページ、石川議員でございます。栗橋関所の歴史、文化価値を広くPRすべきだということで、これについては文化財サイドのほうからの栗橋関所の歴史的な価値等の認識、それからこれらをどう活用しているかについて答弁したところでございます。内容的には、どちらかという商工観光的なものに期待をしているというふうな質問でしたので、教育委員会よりそちらサイドの答弁のほう、いろいろ議論が白熱していた状況です。</p> <p>それから、田中議員ですね、11ページでございます。これにつきましては、各指定文化財について、個人所有であったりするものについては、立て看板なり解説板が市内のあちらこちらに立っているんですが、それらの内容が古くなったり老朽化したものについては更新していけるんじゃないかというような視点の一般質問でした。実態として、この取り組みをしていることを申し上げて回答しましてですね、一般質問が終わった後によりしくお願いしますという、そういう感じで非常に取り組みに対しては評価をしていただいたというところでございます。</p> <p>それから、12ページ、園部議員の情報モラル、子供たちの携帯をとということでですね、これについては実際に研修等の実施についても計画をしているというような方向を示しまして、当然子供たちについてのネットのトラブル等が多くある中では、久喜でもその辺はしっかり取り組んでいきますよというような方向での答弁をしております。</p> |

## 審議会等会議録

| 発言者 | 会議のてん末・概要  |
|-----|--|
|     | <p>それから、13ページの一番下段ですが、災害時の小中学校臨時休校についてということでございます。これについては、昨年度の台風、何度か来たわけですが、学校によって前日に休校を決定したところと当日の朝に決定したところがあると、その辺の状況についてどうなのだということ、それについてはこれまでの学校とPTAの約束事ですか、学校ごとの地域のこれまでの経過といいますか、そうしたもののから、実態としてこういう状況だという説明を答弁の中でしたところでございます。</p> <p>続きまして、15ページ、貴志議員の債権回収、不納欠損ということ、特に教育委員会にかかわるのが学校給食費でございますが、これについては徴収マニュアル等つくって、極力適正に納めていただくように、今事務を進めているという回答をしたところでございます。</p> <p>また、一番下段に久喜市の公教育充実に向けた取り組みについてということで、この学力・学習状況調査の関係等で問うといいますが、内容は幾つかあるんですが、16ページの一番上段のほうにですね、(1)から(3)までの質問事項でございました。まず、学力の関係、それからLD、ADHDの児童のケアの関係、それから3番目には市費負担教員の増員の関係、これについては実態等を丁寧に説明をしてですね、ご質問者のほうでも状況が明らかになりましたので、そういうような答弁をして理解をしていただいたところでございます。</p> <p>17ページ、石田議員でございます。栗橋南小学校の自校給食の再開ということで、これまでも何度かあったわけですが、これについては再開は予定しておりませんということで回答をしたところでございます。</p> <p>18ページでございます。戸ヶ崎議員、久喜市の教育の取り組みということで、大きく3点あります。学校教育現場における読書の重要性のことが1点、それから質問の要旨(2)のところですけど、学校の「学」が抜けてますね、すみません。学校図書館です。学校図書館の利用状況と活用について。それから、郷土の偉人である本多博士の読本を学校現場で活用してはということで、これらについても今取り組んでいる実態について申し上げて、いろいろな活用を図っておりますということで答弁をしたところでございます。</p> <p>それから、19ページ、矢崎委員、お弁当の日についてということです。それぞれの学校で名称は違うけども、お弁当の日を設けて取り組んでおりますということで答弁をしておりますが、お弁当の日については、なかなか配慮を要する部分もあるということで、学校によっては取り組んでいないところもあるということもありまして、要はお弁当といってもお弁当つくってくれる保護者なり家族なりが、なかなか課題があったりしますと、持ってこれない子供さんもいると思いますので、そういうこともあって学校で一生懸命取り組んでいるところもあるけども、地域の実情によってはなかなかうまく取り組めない、取り組んでいないところもありますというような答弁をしているところでございます。</p> <p>21ページ、成田ルミ子さんで、まず1点目が小中学校の校舎、体育館の雨漏りということで、具体的な指摘をいろいろ受けました。これまでの取り組みとか場所によって雨漏りを改修するというのは、なかなか原因特定が難しいということで、本来雨漏りですから早急に改善されることがいいわけですが、なかなか改善しないところもあって、取り組みに苦慮しているというような答弁をしたところでございます。</p> |

審議会等会議録

| 発言者    | 会議のてん末・概要  |
|--------|--|
|        | <p>21ページ一番下段から次の22ページになります。卒業式における教育委員会からの記念品についてということで賞状入れの筒を記念品にしているんですが、あれは付随するもので記念品じゃないと、金額はいいから、もっと何か記念になるものをぜひというような話でございました。答弁では、筒にかわるものであれば何か検討はしたいけどもというような答弁ですが、最後に筒をやめてほかのものでは困るということで、特に答弁の回答は平行線で終わりました。</p> <p>22ページ一番下段のほうですね、渡辺昌代議員。久喜市内図書館の図書購入費についてということで、金額具体的にですね、23ページの上から2行目、3行目でございますが、若干減ってはいますけども、そこそこの金額を来年度に向けて確保できるだろうという答弁をしたところでございます。そこでございますように、23年度、市民1人当たり171円、平成24年度153円、25年度169円ということでございます。</p> <p>。続きまして、大谷和子議員から通学路の安全対策についてということで、現状を申し上げて、特にそれに対しての再質問の強いものは全くございませんでした。</p> <p>それから、25ページの2の鷺宮運動広場、自由広場のトイレ改修について、機会があれば取り組みたいということで、現状すぐにごうするということは考えていない旨の答弁をしております。</p> <p>3が栗橋地区中学校の学校給食についてということで、これについては今一番課題になっている鷺宮学校給食センターの改修にあわせて検討をしていきたいという方向性の答弁をしております。</p> <p>あわせて26ページの4の鷺宮学校給食センターの建てかえについてということで、給食関係については、一番最初に取り組みべき課題のあるところだということで、これについてはこれから検討していきますという方向性の答弁をしたところでございます。以上でございます。</p> <p>。</p> |
| 鹿児島委員長 | <p>ありがとうございました。ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。</p>   |
| 鹿児島委員長 | <p>学区についてなんですけど、これは具体的にはどこなんですか。</p>   |
| 教育部長   | <p>太東中と久喜東中です。</p>   |
| 柿沼教育長  | <p>太田小の関係です。</p>   |
| 教育部長   | <p>太田小学校から太東中と久喜東中に分かれて進学する関係です。これについては、過去に教育委員会で、中学校の生徒数が余りにもアンバランスになったんで、進学先を分割したというような経緯もあるという状況もございまして、その当時の課題であったものが、今は戻しても解消されるというような状況もありまして、前向きに審議会のほうに諮っていきたいという方向で考えているところでございます。</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p>あと成田議員さんの雨漏りについてなんですけど、これはどこの学校を想定しているんですか。</p>   |
| 教育部長   | <p>太田小ですね。</p>   |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者              | 会議のてん末・概要   |
|------------------|---|
| 鹿児島委員長           | 太田小ですか。   |
| 教育部長             | 今雨が降っていますんで、できれば会議が終わったらきょうは見てこようかと思っているんです。漏っているかどうか。  |
| 鹿児島委員長           | ほかに何かご質問ございませんか。よろしいですか。<br>〔「なし」と言う人あり〕  |
| 鹿児島委員長           | では、特にないようですので、質問を打ち切ります。  |
| 鹿児島委員長           | 以上で教育長報告を終了といたします。  |
| 鹿児島委員長           | <b>【議事】</b><br>日程の第4、議事に入ります。   |
| 鹿児島委員長           | 初めに、議案第1号 久喜市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について、これを上程し、議題といたします。教育長の提案理由の説明を求めます。  |
| 柿沼教育長            | それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号 久喜市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。<br>以前より教育委員会制度改革についてご説明をさせていただいておりますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることから、関係例規について改正の準備を進めてきたところであります。この関係例規のうち、久喜市教育委員会公告式規則、久喜市教育委員会会議規則、久喜市教育委員会傍聴人規則、久喜市教育委員会事務局組織規則、久喜市教育長に関する事務委任規則、久喜市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則の計6つの規則について、法改正に則した内容の一部改正するものでございます。<br>なお、変更内容等につきましては、教育総務課長からご説明申し上げます。 |
| 鹿児島委員長           | 教育総務課長。   |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | それでは、補足説明をさせていただきます。<br><br>お手元の議案参考資料をごらんいただきたいと思います。別冊の第1回定例委員会議案参考資料でございます。よろしいでしょうか。  |

## 審議会等会議録

| 発言者 | 会議のてん末・概要  |
|-----|--|
|     | <p>1枚表紙をめくっていただきまして、今回議案第1号につきまして、久喜市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則についてということで、久喜市教育委員会公告式規則の一部改正を初め、久喜市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則の一部改正まで全部で6本ございます。改正の理由につきましては、先ほど教育長がご説明したとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律が本年4月1日から施行されることから、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、今回の法律改正につきましては、大きく4点ございますが、そのうち教育委員長と教育長を一本化し、新教育長を設けるということがございます。これからの規則のほうは共通してなのですが、その教育委員長のところを教育長に改めるというものでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、1ページの久喜市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則でございます。右側が現行規則、左側が一部を改正する規則です。第1条につきましては、法律の改正によりまして条ずれが生じたので、条項を繰り下げるものでございます。</p> <p>それから、第2条につきましては、公布でございますが、現行では起算して7日以内に公布するというものでございました。今回改めまして、ただし書きのほうで、条例の施行のための規則、条例の委任に基づく規則または条例とともに公布すべき規則については、この限りではないという形にさせていただきました。これは、議会の議決を要する条例に関連する規則等につきましては、この7日間の中でですね、公布することは事実上困難であるという実態がございまして、実態に即した形として、このようただし書きを加えたものでございます。</p> <p>それから、第2条の第2項、それから第3条中の委員長名あるいは委員長印、これが全て教育長名、教育長印という形で、先ほど申し上げたとおり今回一本化ということになりましたので、このように改めたものでございます。</p> <p>次に、2ページをお開きいただきたいと思います。久喜市教育委員会会議規則の一部改正でございます。まず、現行規則の第2条の委員長及び委員長職務代理者の選挙ということでございますが、委員長職が廃止されますので、この第2条は削除となります。</p> <p>それから、第3条のこれも委員長名から全て教育長のほうに改めるものでございます。</p> <p>それから、旧の第4条の会議の招集ですが、今度改正のほうの会議の招集では、会議を定例会、臨時会とし、その開催回数を月1回と、それから臨時会の招集の規定という形でですね、この会議の開催について、より明確化を図ったものでございます。</p> <p>それから、第5条、第6条、第7条につきましては、一本化によりまして委員長を全て教育長というふうに改めたものでございます。</p> <p>それから、第8条の会議の順序ですが、現行では署名委員については決定というふうになってはいますが、実態につきましては委員の指名というふうになってはいますので、指名という形で実態に即した形に改めたものでございます。</p> <p>それから、4ページをお開きいただきたいと思います。第9条から10条、12条、13条、5ページに行きまして15条、16条、18条、20条、21条、これらは全て教育長への一本化ということで、この委員長あるいは委員長に関するものを、全て教育長という形で改めたものでございます。</p> |



## 審議会等会議録

| 発言者    | 会議のてん末・概要   |
|--------|---|
| 鹿児島委員長 | <p>続きますして、6ページをお開きいただきたいと思います。こちらも全て第23条、24条、25条、26条と、委員長に関するものを教育長という形で改めたものでございます。</p> <p>続きますして、資料の7ページでございます。久喜市教育委員会の傍聴人規則の一部改正でございます。こちらにつきましても、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条という形で、委員長に関するものを全て教育長という形で改めたものでございます。</p> <p>続きますして、資料の8ページでございます。こちらは久喜市教育委員会事務局組織の一部を改正する規則でございます。こちらは現行規則第1条につきましては、法律改正に伴いまして条番号の繰り上げが生じておりましたので、それぞれ改正をするものでございます。</p> <p>それから、第5条の第2項、教育長の職務代理ということでございます。これまで教育長の職務代理につきましては、現行規則では法第20条第2項の規定に基づきまして、教育長が事故があるとき、または教育長が欠けたときには、あらかじめ教育委員会が指定する事務局の職員がその職務を代理するというもので、現在は教育部長の職にある者としておりましたけれども、改正する規則では教育委員の中からあらかじめ職務代理者を指定することになりました。また、新しい改正では、法の第25条第4項の規定に基づきまして、教育部長の職にある者に代理させることができるということになりました。教育長の職務代理者が教育委員という形になりますと、非常勤なものですから、実際にはかわりとして代理することが難しいということがございます。その場合については、今までどおり教育部長に代理させることができるというふうに改めたものでございます。</p> <p>次に、9ページでございます。久喜市教育長に関する事務委任規則の一部改正でございます。第1条につきまして、あるいは第2条につきましては、いずれも法律改正に伴う条ずれが生じたので、その根拠条文をそれぞれ繰り下げたというものでございます。</p> <p>最後に、10ページでございます。こちらは久喜市教育委員会教育長の勤務時間等に関する一部改正についてでございます。こちらにつきましては、第1条の規則の趣旨を定めたものでございまして、教育長の勤務時間等を定めるに当たっての根拠法令が、これまでの教育公務員特例法から、このたび地方自治法に変わりましたことから勤務時間の根拠規定がなくなったことにより、この現行の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第11条の規定に基づきという条項をですね、このたび削除させていただきました。</p> <p>施行期日でございますが、これらの条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>なお、経過措置といたしまして、この施行の際に現在の制度において教育長が在職している場合については、この施行日以降におきましても、その委員としての任期が満了するまで現行制度の中にあります旧委員長、旧教育長がそれぞれ在任されるという形で経過措置を設けているところでございます。</p> <p>以上が議案第1号のご説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p><b>【議案質疑】</b><br/>議案第1号についての質疑をお受けいたします。</p> |

## 審議会等会議録

| 発言者              | 会議のてん末・概要  |
|------------------|--|
| 坪井委員             | <p>それでは、申しわけありません。議案参考資料の1ページのところで、ちょっとわかりにくいところがありましたので、説明をお願いしたいと思うんですが、第2条にただし書きが入りましたけれども、この条例の施行のための規則、条例の委任に基づく規則又は条例とともに公布すべき規則については、この限りでないということは、一般的には規則は会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するんですが、これは8日以上たって公布することもあるという意味なんでしょうか、それとも7日以内ということは6日、5日とか、そういう場合もあるということがあるんですけど、このただし書きが入ったということは、どのような公布の状況になるんでしょうか。</p>  |
| 鹿児島委員長           | <p>教育総務課長。</p>   |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | <p>本来規則については、この現行のとおり議決をした日から起算して7日以内に公布をしなければならないということがまずあります。ただ、実際に条例に関連した規則なんかにつきましては、どうしても議会との関係もありますので、7日以内に施行することが難しいということがございました。ですから、この場合は7日以内によらず、8日でも、あるいは10日を超えてもよろしいという形で、今回ただし書きを加えさせていただいたということです。従いまして、7日以内に公布することが原則なんですが、それが7日を超えても、それはただし書きでこの限りでないということにさせていただきました。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>教育部長。</p>   |
| 教育部長             | <p>一番最後の特に条例とともに公布すべき規則とうたっているのがあ<br/>るんですけども、教育委員会でも条例と規則を議決した後、条例は議<br/>会議決になります。条例が議決された後に、それに付随する規則を教<br/>育委員会でやると、今度そこに期間があきますから、例えば規則と条<br/>例を教育委員会でやって、条例が制定されないと規則は発効できない<br/>といえますか、効力を発しませんので、まさに一番最後のところは条<br/>例とともに公布すべき規則とか、そういうものがございますので、当然<br/>議決の日から7日以内でできないものもあります。そういったことから、<br/>実態として7日以内にできないものについては、それ以降でもや<br/>むを得ないということでただし書きを加えたということでございます<br/>。</p> |
| 鹿児島委員長           | <p>よろしいですか。</p>  |
| 坪井委員             | <p>わかりました。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>榎本委員、何かありますか。</p>   |
| 榎本委員             | <p>ありません。</p>  |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者              | 会議のてん末・概要   |
|------------------|---|
| 坪井委員             | もう一つ済みません。今の資料の6ページをお願いいたします。第24条の9号、その他委員長又は会議において必要と認めた事項の委員長を教育長に改正したのみなんですけれども、この文章だとその他教育長又は会議において必要と認めた事項ということで、文章がおかしいんじゃないかなって、ちょっと思うんですが、その他教育長がどうしたのか、または会議において必要と認めた事項を会議録に記載するという、その他教育長が会議において必要と認めた事項なのか、その「又は」という意味がちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。 |
| 教育部長             | すみません。確認しますので、休憩をお願いします。  |
| 鹿児島委員長           | わかりました。暫時休憩します。   |
|                  | 〔休 憩〕   |
|                  | 〔再 開〕   |
| 鹿児島委員長           | 再開します。  |
| 鹿児島委員長           | それでは、先ほどの質問の回答を教育総務課長。  |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | 会議録の件なんですけど、これは「その他に教育長が必要と認めた事項」と、「会議において必要と認めた事項」という意味でございます。法制執務上こういう形になっておりまして、例規審査も受けておりますが、委員さんが今おっしゃったように、読みづらいという見方も確かにございます。ただ、今回につきましては、例規審査を通った形ですので、これですごくお願いしたいと思っております。   |
| 鹿児島委員長           | 会議録の関係ですよね、これ。  |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | はい。   |
| 鹿児島委員長           | その他教育長が認めた事項と会議において必要と認めた事項の2つあるということですよ。   |
| 教育部長             | そうなんですけど、又書きから2つに分けると、教育長必要と認めた事項となってしまう、確かに「教育長が認めた事項」というように「が」が入らないとおかしいですよ。  |
| 鹿児島委員長           | そうですね。  |
| 教育部長             | ただ、法制執務上はこれで読めるということなんです。   |
| 鹿児島委員長           | 確かにおかしいといえばおかしいですね。   |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者              | 会議のてん末・概要   |
|------------------|---|
| 教育部長             | それでも、教育長または会議において必要と認めた事項ということで、ですから教育長とか会議においてとかになりますので、一応は読めるんですよ。  |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | 両方ありますよということなんです。   |
| 鹿児島委員長           | そういうことですか。  |
| 鹿児島委員長           | ほかにありますか。<br><br>〔「なし」と言う人あり〕   |
| 鹿児島委員長           | それでは、以上でですね、質疑を打ち切りたいと思います。   |
| 鹿児島委員長           | <b>【採 決】</b><br>採決をとりたいと思います。賛否のご意見を伺いますが、よろしいでしょうか。<br><br>〔「異議なし」と言う人あり〕  |
| 鹿児島委員長           | それでは、異議なしと認めます。よって、議案第1号 久喜市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則については、全員の賛成いただきましたので、原案どおり可決いたしました。  |
| 鹿児島委員長           | 続きまして、議案第2号 久喜市教育委員会公印規程及び久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部を改正する訓令についてを上程し、これを議題といたします。教育長の提案理由の説明を求めます。   |
| 柿沼教育長            | それでは、同じく議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。6ページでございます。議案第2号 久喜市教育委員会公印規程及び久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。<br>議案第1号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴い、久喜市教育委員会公印規程及び久喜市任期付市費負担教職員の服務規程について、法改正に即した内容の一部改正するものでございます。<br>なお、変更内容等につきましては、教育総務課長からご説明申し上げます。 |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | それでは、ご説明を申し上げます。<br><br>資料の11ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。久喜市教育委員会公印規程の一部改正でございます。改正箇所でございますが、第3条の第4項でございます。第1号の教育委員会委員長印、教育委員会職務代理者印というところ、こちらを削除するものでございます。   |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者    | 会議のてん末・概要  |
|--------|--|
|        | <p>それから、資料の11ページから12ページをごらんいただきたいと思いますが、別表でございます。こちらの埼玉県久喜市教育委員会委員長印と埼玉県久喜市教育委員会委員長職務代理者印に関する部分を削除するものでございます。</p> <p>以上が久喜市教育委員会公印規程の改正でございます。</p> <p>続きまして、久喜市任期付市費負担教職員の服務規程の一部改正でございます。第7条の関係でございます。この第26条第3項につきましては、内容につきましては教育長に委任された事務の一部を事務局職員等をして臨時に代理することができるという条項でございますが、今回法律の改正によりまして条ずれが生じることとなりますので、これを第25条第4項に改めるものでございます。</p> <p>以上が議案第2号の補足説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【議案質疑】</b></p> <p>それでは、議案第2号についての質疑をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と言う人あり〕</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p>特にないようですので、質疑を打ち切ります。</p>   |
| 鹿児島委員長 | <p><b>【採 決】</b></p> <p>賛否のご意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>  |
| 鹿児島委員長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第2号 久喜市教育委員会公印規程及び久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。</p>   |
| 鹿児島委員長 | <p>続きまして、議案第3号 久喜市いじめ防止等のための組織に関する条例についてを上程し、これを議題といたします。教育長の提案理由の説明を求めます。</p>   |
| 柿沼教育長  | <p>続きまして、議案書の8ページをごらんいただきたいと思いますが、議案第3号 久喜市いじめ防止等のための組織に関する条例について、ご説明を申し上げます。</p> <p>前回の定例教育委員会におきまして、いじめの防止等のための組織を総合的かつ効果的に推進するため、久喜市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について議決をいただきましたが、その方針に定めたいじめの防止等の対策のための組織である久喜市いじめ問題対策連絡協議会、久喜市いじめ問題調査委員会及び久喜市いじめ問題再調査委員会の設置について、条例を新たに制定するものでございます。</p> <p>なお、制定内容等につきましては、指導課長からご説明申し上げます。</p>   |
| 鹿児島委員長 | <p>指導課長。</p>   |

## 審議会等会議録

| 発言者     | 会議のてん末・概要   |
|---------|---|
| 参事兼指導課長 | <p>それでは、議案第3号 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例につきまして、補足説明させていただきます。</p> <p>議案書の9ページをごらんいただきたいと存じます。久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例につきましては、本市におけるいじめの防止等のための取り組みの一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法、以下「法」といいます。第14条第1項の規定に基づく久喜市いじめ問題対策連絡協議会を設置するとともに、重大事態に対処し、事実関係を明確にするため、法第14条第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関である久喜市いじめ問題調査委員会、法30条第2項の規定に基づく久喜市いじめ問題再調査委員会の組織を設置するため、新たに制定するものでございます。</p> <p>それでは、条文につきまして順次ご説明させていただきます。</p> <p>第1章、総則第1条につきましては、この条例の趣旨について規定しており、久喜市いじめ問題対策連絡協議会、久喜市いじめ問題調査委員会、久喜市いじめ問題再調査委員会に関し、必要な事項を定めるものとしています。</p> <p>次に、第2章、久喜市いじめ問題連絡協議会では、第2条におきまして、その設置について規定しております。</p> <p>次に、第3条でございます。連絡協議会の所掌事務について規定するものでございます。</p> <p>第4条でございます。組織について規定しているものでございまして、委員10人以内をもって組織するとし、第2項ではその団体について挙げ、教育委員会が委嘱し、または任命すると規定しております。</p> <p>次に、第5条でございます。委員の任期は2年、ただし再任することを妨げないとしております。第2項では、委員が欠けた場合における任期は、前任者の残任期間とすると規定しております。</p> <p>次に、第6条でございます。会長及び副会長に関する規定でございまして、連絡協議会には会長及び副会長を1名を置き、委員の互選によってこれを定めると規定しております。第2項では、会長の職務について、会務を総理し、連絡協議会を代表するとしており、第3項では副会長の職務について、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理すると規定しております。</p> <p>次に、第7条でございます。会議について規定しております。連絡協議会は、会長が招集し、その議長となること。最初の会議については、教育長が招集し、会長が決定するまでは教育長が議長となることを規定しております。第2項では、委員の過半数の出席がなければ開くことができないとし、第3項では必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる旨を規定しております。</p> <p>次に、第8条でございます。守秘義務について規定するものでございます。</p> <p>次に、第9条でございます。庶務については、教育委員会指導課において処理すると規定しております。</p> <p>次に、第10条では委任について規定しております。</p> <p>第3章、久喜市いじめ問題調査委員会では、第11条におきましてその設置について規定しております。</p> <p>次に、第12条では所掌事務について、第1号、当該重大事態に係る事実関係に関すること、第2号、教育委員会が執るべき措置に関すること、第3号、その他教育委員会が必要と認めることと定めております。</p> |

## 審議会等会議録

| 発言者    | 会議のてん末・概要  |
|--------|--|
| 鹿児島委員長 | <p>次に、第13条では調査委員会は委員6人以内で組織するとし、第2項では委員は第1号、医師、第2号、法律関係者、第3号、臨床心理士、第4号、前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者と定めております。</p> <p>次に、第14条では任期について定めており、委嘱した日から第12条に規定する所掌事務が終了するまでの間としており、第2項では委員が欠けた場合について、補欠委員の任期を規定しております。</p> <p>次に、第15条でございます。会議について、調査委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の調査委員会の会議については、教育長が招集すると規定しております。第2項では、調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないとしています。第3項では、議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによると定めております。第4項では、必要があるときは会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または関係者に必要な資料の提出を求めることができるとしております。</p> <p>次に、第16条でございます。庶務につきましては、教育委員会指導課において処理する旨を規定しております。</p> <p>第17条、委任についての規定でございます。</p> <p>次に、第18条でございます。連絡協議会の規定を調査委員会に準用するための規定でございます。</p> <p>続いて、第4章、久喜市いじめ問題再調査委員会では、第19条におきましてその設置について規定しております。</p> <p>第20条では、所掌事務について定めております。法第28条第1項、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」との規定により、教育委員会の調査の結果について必要な調査を行うと規定しております。</p> <p>次に、第21条では調査委員会は委員6人以内で組織するとし、教育委員会の調査に対し、新たな委員で再調査をすることから、第2項では委員は同一事案において調査委員会の委員と兼ねることができないとしております。第3項では、委員は第1号、医師、第2号、法律関係者、第3号、臨床心理士、第4号、前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者と定めております。</p> <p>次に、第22条では任期について定めており、第20条に規定する所掌事務が終了するまでの間とするとしております。</p> <p>次に、第23条でございます。庶務については、市民部生活安全課において処理する旨を規定しております。</p> <p>次に、第24条は委任について規定しております。</p> <p>次に、第25条でございます。ここでは連絡協議会の規定を再調査委員会に準用するための規定でございます。</p> <p>次に、附則の関係でございます。この条例は公布の日から施行するというものでございます。</p> <p>以上が議案第3号 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例についての概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p><b>【議案質疑】</b></p> <p>ありがとうございます。議案第3号についての質疑をお受けいたします。</p> |

審議会等会議録

| 発言者     | 会議のてん末・概要  |
|---------|--|
| 坪井委員    | 第4条の9号で前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者が入ることになっておりますけれども、現時点でどのような方を考えられているか。                          |
| 参事兼指導課長 | 連絡協議会ですか。  |
| 坪井委員    | はい。  |
| 参事兼指導課長 | 今現在検討中でございます。  |
| 鹿児島委員長  | ほかにありますか。  |
| 榎本委員    | 連絡協議会というのは、定期的集まるんですか。   |
| 参事兼指導課長 | 定期的を考えております。年2回ほどというふうに考えております。  |
| 鹿児島委員長  | ちょっと私からも。第13条と第21条のところの委員の中に法律関係者がありますけども、弁護士以外にはどんな人がいますか、法律関係者には。                            |
| 参事兼指導課長 | 少年法などの法律に精通する大学の教授などが挙げられるかと思えます。  |
| 鹿児島委員長  | 大学教授のことをいってるわけですか。   |
| 参事兼指導課長 | 場合によってはですけども、事案が起きて調査委員会を発足せざるを得ないときに、そういう方も必要かなというふうに考えているというところでございます。                       |
| 鹿児島委員長  | 医師とか臨床心理士なんかは、ちゃんと職名が出ているから、ここも弁護士になるのかなと思ったんですよ。法律関係者といっているくらいなんで、弁護士以外にどういう人がいるんだろうと思ったんですよ。 |
| 参事兼指導課長 | あと、この9ページの4条のところ、中央児童相談所を代表する者がありますが、これは相談所の所長ですか。   |
| 参事兼指導課長 | いえ、中央児童相談所に連絡をさせていただきまして、担当の方ということでございます。  |
| 鹿児島委員長  | そうすると、児童相談所はそういう会議があるときは出てきてくれるのですか。   |
| 参事兼指導課長 | そうですね、一応担当のほうからは確認をさせていただいております。   |
| 鹿児島委員長  | それで、了解をもらっているというわけですか。   |
| 参事兼指導課長 | ええ。  |



審 議 会 等 会 議 録

| 発言者       | 会議のてん末・概要   |
|-----------|---|
| 鹿児島委員長    | <p>それでは、よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と言う人あり〕</p>  |
| 鹿児島委員長    | <p>特にないようですので、質疑を打ち切ります。</p>  |
| 鹿児島委員長    | <p><b>【採 決】</b></p> <p>賛否のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>  |
| 鹿児島委員長    | <p>異議なしと認めます。よって、議案第3号 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例については、全員の賛成いただきましたので、原案どおり可決いたしました。</p>  |
| 鹿児島委員長    | <p>ここで、暫時休憩します。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔再 開〕</p>   |
| 鹿児島委員長    | <p>再開します。</p>   |
| 鹿児島委員長    | <p>続きまして、議案第5号 久喜市スポーツ推進審議会条例についてを上程し、これを議題といたします。教育長の提案理由の説明を求めます。</p>   |
| 柿沼教育長     | <p>それでは、議案書の18ページをごらんください。議案第5号 久喜市スポーツ推進審議会条例についてご説明を申し上げます。</p> <p>市民が生涯にわたって心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むための環境づくりとして、久喜市教育振興基本計画の基本目標7、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実の施策と取り組みにスポーツ推進計画の策定が定められています。久喜市スポーツ推進審議会は、スポーツ推進計画、その他のスポーツ推進に関する重要事項の調査や審議をしてもらうため、スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置するもので、その設置に関し条例を新たに制定するものでございます。</p> <p>なお、制定内容等につきましては生涯学習課長からご説明申し上げます。</p> |
| 鹿児島委員長    | <p>中山生涯学習課長。</p>  |
| 参事兼生涯学習課長 | <p>議案書の19ページをお開きいただきたいと思いますが、それでは、議案第5号、久喜市スポーツ推進審議会条例につきまして、補足説明をさせていただきます。</p>  |

## 審議会等会議録

| 発言者    | 会議のてん末・概要  |
|--------|--|
| 鹿児島委員長 | <p>スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法に基づき設置するものでございます。同法の第35条に規定するもののほか、久喜市スポーツ推進計画などのスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会から諮問に応じて調査審議するものでございます。</p> <p>それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。初めに、全体の構成でございますけれども、第1条の設置から、第9条、委任までの全9条と附則による構成となっております。</p> <p>まず、第1条でございます。スポーツ基本法第31条の規定に基づき、久喜市スポーツ推進審議会を設置する旨の規定でございます。</p> <p>第2条は、所掌事務についての規定でございます。スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、久喜市スポーツ推進計画などのスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会からの諮問に応じて調査審議する旨を規定してございます。</p> <p>次に、第3条でございます。組織についての規定でございます。審議会の委員を15人以内とする旨の規定でございます。</p> <p>次に、第4条でございます。委員の委嘱または任命についての規定でございます。第1号、第2号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する旨の規定でございます。</p> <p>次に、第5条でございます。委員の任期についての規定でございます。第1項につきましては委員の任期につきましては2年とすること、補欠の委員につきましては前任者の残任期間とする旨の規定でございます。第2項につきましては、委員の再任についての規定でございます。</p> <p>次に、第6条になります。会長及び副会長についての規定でございます。第1項につきましては、審議会に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選によって定める旨の規定でございます。第2項及び第3項につきましては、会長及び副会長の審議会における位置づけをそれぞれ規定しているものでございます。</p> <p>次に、第7条でございます。会議についての規定でございます。第1項につきましては、会議は会長が招集し、その議長となる旨の規定でございます。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、教育委員会が招集する旨の規定でございます。第2項につきましては、会議の開催は委員の過半数の出席を要する旨の規定でございます。第3項につきましては、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときには議長が決する旨の規定でございます。</p> <p>次に、第8条でございます。庶務についての規定でございます。審議会の庶務は教育委員会生涯学習課において処理する旨の規定でございます。</p> <p>次に、第9条でございます。委任についての規定でございます。この条例に規定するもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める旨の規定でございます。</p> <p>最後に附則でございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上が久喜市スポーツ推進審議会条例の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p><b>【議案質疑】</b></p> <p>ありがとうございました。議案第5号についての質疑をお受けいたします。</p> |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者       | 会議のてん末・概要  |
|-----------|--|
| 坪井委員      | 第4条の第1号、公募による市民とありますけれども、15人以内で何人ぐらいを公募予定しているのでしょうか。   |
| 参事兼生涯学習課長 | 今回組織につきましては、審議会15人以内ということで定めておりますけれども、10名程度を委嘱または任命し、そのうち公募は3名を予定しております。   |
| 鹿児島委員長    | ほかにありますか。  |
| 榎本委員      | 今までスポーツ推進審議会ってなかったんですしたっけ。   |
| 参事兼生涯学習課長 | ありませんでした。  |
| 鹿児島委員長    | ほかにご質問はございますか。<br>〔「なし」と言う人あり〕   |
| 鹿児島委員長    | それでは、以上で質疑を打ち切ります。   |
| 鹿児島委員長    | <b>【採 決】</b><br>賛否のご意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。<br>〔「異議なし」と言う人あり〕   |
| 鹿児島委員長    | 異議なしと認めます。よって、議案第5号 久喜市スポーツ推進審議会条例については、賛成いただきましたので、原案どおり可決いたしました。   |
| 鹿児島委員長    | 続きまして、議案第6号 久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程についてを上程し、これを議題といたします。教育長の提案理由の説明を求めます。  |
| 柿沼教育長     | 続いてお願いします。議案書の22ページをごらんください。議案第6号 久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程について、ご説明申し上げます。<br>議案第5号で議決いただきました久喜市スポーツ推進審議会に諮問する久喜市スポーツ推進計画に関し、必要な事項の協議や原案の作成をする庁内会議を設置するため、規程を新たに制定するものでございます。<br>なお、制定内容等につきましては生涯学習課長からご説明申し上げます。 |
| 参事兼生涯学習課長 | 議案書の23ページをお開きいただきたいと思いますが、議案第6号 久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程につきまして、補足説明をさせていただきます。<br>久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議は、久喜市スポーツ推進計画の策定について必要な事項を協議し、計画の原案を作成するために設置するものでございます。   |

審議会等会議録

| 発言者 | 会議のてん末・概要  |
|-----|--|
|     | <p>それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。初めに、全体の構成でございますけれども、第1条の設置から第8条のその他まで、全8条と附則により構成をさせていただいております。</p> <p>まず、第1条でございます。久喜市スポーツ推進計画の策定について必要な事項を協議し、計画の原案を作成するために、久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議を設置する旨の規定でございます。</p> <p>第2条は、所掌事項についての規定でございます。久喜市スポーツ推進計画の原案に関することや、その他計画策定に関して必要なことを所掌する旨を規定しております。</p> <p>次に、3条でございます。組織についての規定でございます。庁内会議の会長を教育部長、副会長を生涯学習課長に、別表の職にある者を委員に充てる旨を規定したものでございます。</p> <p>次に第4条でございます。会長及び副会長についての規定でございます。会長及び副会長の庁内会議における位置づけをそれぞれ規定するものでございます。</p> <p>次に、第5条でございます。会議についての規定でございます。第1項につきましては会議は会長が招集し、その議長になる旨の規定でございます。第2項につきましては、スポーツ推進計画の原案の作成のために必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる旨の規定でございます。</p> <p>次に、第6条でございます。必要な調査、研究及び課題の整理をするため、庁内会議に検討部会を置くことができること、検討部会は生涯学習課長が招集し、議長となる旨の規定でございます。</p> <p>次に、第7条でございます。庶務についての規定でございます。庁内会議及び検討部会の庶務は教育委員会生涯学習課において処理する旨の規定でございます。</p> <p>次に、第8条でございます。その他についての規定でございます。この訓令に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めることを規定しているものでございます。</p> <p>最後に、附則でございます。この会議規程につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上が議案第6号 久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p><b>【議案質疑】</b></p> <p>鹿児島委員長      それでは、議案第6号について質疑をお受けいたします。</p> <p>坪井委員            第6条の検討部会のことについてお伺いいたします。<br/>                     検討部会の委員さんは、この庁内会議の委員の中から部会をつくる予定でしょうか。</p> <p>参事兼生涯学習課長      検討部会につきましては、課長職ではなくて担当主査、担当係長、そのあたりの方がこの役職につくようなイメージで考えております。</p> <p>坪井委員            そうしましたときに、検討部会の組織のあり方や、あるいは委員さんの招集は生涯学習課長が招集しますが、委員さんをどうするかという規定はどのようにお考えでしょうか。</p> |

審議会等会議録

| 発言者          | 会議のてん末・概要  |
|--------------|--|
| 参事兼生涯学習課長    | 委員は、あくまでも別表に定める所管それぞれ、スポーツにかかわる事業を行っている課長職の方が委員さんとなりまして、検討の部会につきましては、それぞれの委員さんから選ぶというか指示を受けた方たちが検討部会のほうで実際の計画、こと細かとなる計画の部分の策定の作業をするような形になると思います。ですから、委員さんは大項目の部分であって、その大項目に対して中項目、小項目あたりのことを考えるのが検討部会の委員さんになります。 |
| 柿沼教育長        | これは庁内会議のもとに検討部会が置かれるという考えですよ。  |
| 参事兼生涯学習課長    | ええ。  |
| 柿沼教育長        | 下にとということですね。   |
| 参事兼生涯学習課長    | はい。  |
| 柿沼教育長        | そのメンバーは、あえてここで書けないということではないけど、ちょっとわかりにくいといえればわかりにくいですね。  |
| 教育副部長兼教育総務課長 | 庁内会議の委員は別表に係る課長がなっていて、その下に検討部会を置くことができるというふうになっていますけども、実際にはその検討委員には係長あるいは実務担当者レベルの人たちが集まって検討部会を組織するというようなイメージです。ですからここに明確に例えば検討部会の委員は商工観光課の何々係長というのは書いてないということをございます。そこまで明記はしなかったということになります。                     |
| 鹿児島委員長       | 坪井委員、よろしいですか。  |
| 坪井委員         | 内容は大体わかりましたけれども、もしもこういうものをつくったときに、外部からこういう規程の参考として欲しいと言われて外部に出す場合にも、やはりその辺のことは整理して規程の中に入れておいたほうがわかりやすいんじゃないかなと思いましたが、お伺いしました。  |
| 柿沼教育長        | これは審議会があって、庁内会議があって、検討部会があるという図式なんですよ。   |
| 参事兼生涯学習課長    | そうですね。   |
| 柿沼教育長        | 審議会のために庁内会議があるんだから、必要なことは庁内会議のその課長が指示すればいいのかなと思ったんですけど、いろいろと調整がありますので。   |
| 参事兼生涯学習課長    | 他の計画と整合性を図るためにも必要になろうかと思えます。   |
| 柿沼教育長        | 実態は作業部会ですからね。  |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者       | 会議のてん末・概要   |
|-----------|---|
| 参事兼生涯学習課長 | <p>そうです。それから、久喜市には健康増進計画というものがござい<br/>ますので、そのあたりとかなりの部分ですり合わせが必要になるかと<br/>思われますので。</p>  |
| 鹿児島委員長    | <p>形を整えるという意味ですか。</p>   |
| 参事兼生涯学習課長 | <p>そうですね。</p>   |
| 鹿児島委員長    | <p>ほかに、ご質問はございますか。<br/><br/>〔「なし」と言う人あり〕</p>  |
| 鹿児島委員長    | <p>それでは、質疑を打ち切ります。</p>  |
| 鹿児島委員長    | <p><b>【採 決】</b><br/>賛否のご意見いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。<br/><br/>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>   |
| 鹿児島委員長    | <p>異議なしと認めます。それでは、議案第6号 久喜市スポーツ推進<br/>計画策定庁内会議規程については、全員の賛成をいただきましたので<br/>、原案どおり可決いたしました。</p>   |
| 鹿児島委員長    | <p><b>【会議の非公開】</b><br/>議案第7号、議案第8号及び協議事項につきましては、久喜市審議<br/>会等の会議の公開に関する条例第5条第4号の審議・検討等情報に該<br/>当する案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていた<br/>だきたいと存じますが、よろしいでしょうか。<br/><br/>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> |
| 鹿児島委員長    | <p>異議なしと認めます。よって、これより会議を非公開とさせていた<br/>だきます。<br/><br/>〔これより非公開とする〕</p>   |
| 鹿児島委員長    | <p>それでは、議案第7号 平成26年度久喜市一般会計補正予算（第7<br/>号）（案）に係る意見聴取についてを上程し、これを議題といたしま<br/>す。教育長の提案理由の説明を求めます。<br/><br/>（非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決）</p>   |
| 鹿児島委員長    | <p>続きまして、議案第8号 平成27年度久喜市一般会計予算（案）に<br/>係る意見聴取についてを上程し、これを議題といたします。教育長の<br/>提案理由の説明を求めます。<br/><br/>（非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決）</p>   |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者              | 会議のてん末・概要   |
|------------------|---|
| 鹿児島委員長           | <p>【議案審議終了】</p> <p>以上をもちまして教育長から提出されました議案につきましては終了でございます。</p>                   |
| 鹿児島委員長           | <p>【協議事項】</p> <p>日程第5、協議事項。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>それでは、久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）についてを協議します。教育長の提案理由の説明を求めます。</p> <p>（非公開案件につき省略）</p> |
| 鹿児島委員長           | <p>それでは、協議事項を終了いたします。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>会議の非公開を解きます。暫時休憩いたします。</p>   |
|                  | <p>〔休 憩〕</p>  |
|                  | <p>〔再 開〕</p>  |
| 鹿児島委員長           | <p>再開します。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>【次回定例委員会の開催】</p> <p>日程第6、次回の定例委員会の開催日です。事務局からお願いします。</p>                     |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | <p>それでは、次回の定例委員会の開催日でございます。第1案が2月17日、火曜日です。</p>                                 |
| 鹿児島委員長           | <p>2月17日ですね。この日は高木先生の都合は大丈夫ですか。</p>   |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | <p>確認してございます。2月17日の1時半からでございます。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>榎本委員、大丈夫ですか。</p>   |
| 榎本委員             | <p>大丈夫です。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>坪井さんはどうですか。</p>  |
| 坪井委員             | <p>大丈夫です。</p>   |
| 鹿児島委員長           | <p>それでは、1案で教育長、いいですか。</p>   |
| 柿沼教育長            | <p>はい。</p>  |

審 議 会 等 会 議 録

| 発言者              | 会議のてん末・概要   |
|------------------|---|
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | 場所なのですが、菖蒲文化会館アミーゴとなります。1階の多目的室3です。                                   |
| 鹿児島委員長           | アミーゴ、初めてですね。  |
| 教育副部長兼<br>教育総務課長 | はい。よろしくお願いします。  |
| 鹿児島委員長           | <p>【閉議、閉会】</p> <p>それでは、これをもちまして平成27年久喜市教育委員会第1回定例委員会を閉議、閉会といたします。</p> |

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

平成27年 2月17日

委員長 鹿児島金衛

委 員 榎本 英明

委 員 坪井喜代子

書 記 森田 洋輔